

**令和8年度ものづくり産業脱炭素化セミナー企画運営業務  
提案競技 仕様書**

**1. 業務名 令和8年度ものづくり産業脱炭素化セミナー企画運営業務**

**2. 事業目的**

島根県内の製造業を営む中小企業者に対して、業界動向分析や優良事例等の普及啓発により、県内企業が脱炭素化の動きに的確に対応できるよう、脱炭素化に向けた取組の支援を目的とする。

**3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月 10 日**

**4. 委託事業内容**

**(1)ものづくり産業脱炭素化セミナーの企画運営業務**

**ア ものづくり産業脱炭素化セミナーの開催**

・業務期間内に、ものづくり産業脱炭素化セミナーを5回実施する。

※実施内容が同一であっても、県東部と西部の異なる会場で連日開催する場合は、通算で2回実施したものとする。

・開催方式は、原則島根県内で対面及びオンラインのハイブリッド形式とする。

・開催セミナーの周知、集客を行い、当日はスタッフ2名以上を派遣の上、司会、参加者アンケートを実施する。

・開催セミナーには、関連講師2名以上を招聘し、ものづくり企業の脱炭素化に精通する者や先進的に取組を進める者等を選定し、中小企業にも理解を得ることができるよう工夫すること。

・開催セミナーの内容・招聘講師については、島根県担当者と協議の上、調整する。

・なお、本事業の委託費には、セミナー会場の使用料、招聘講師の報償費、旅費を含む。

・セミナー開催後、実施報告(参加者アンケート、開催レポート)を作成する。

**イ チラシ資料の作成**

・ものづくり産業脱炭素化セミナーに関するチラシ資料3種以内のデザイン作成を行う。

**(2)独自企画提案**

その他、「2 事業目的」に有効な取組で、提案競技において受託者が提案し、県と調整を図った業務。

**(3)成果物**

令和9年3月 10 日までに、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・ 開催したセミナーの記録(開催概要、参加者名簿、チラシ、セミナー当日の様子が分かる写真、アンケート集計結果等)
- ・ その他、本業務を通じて作成した成果物

## 5. 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た企業等の情報を、本業務の実施のためだけに利用し、業務終了後に於いても守秘義務を厳守するものとする。

## 6. その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を作成し、島根県の承諾を得ること。また、業務の実施にあたっては、島根県と十分協議したうえで行うこと。
- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。
- (4) 本委託業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (5) 各種セミナーの企画・実施の方針検討や事業の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (6) 本事業に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担する。
- (7) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。